

平成29年2月
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会
定例会会議録

平成29年2月23日 開会
平成29年2月23日 閉会

平成 29 年第 1 回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会 2 月定例会会議録

13 時 30 分 開議

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号 平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
一般会計予算

議案第 2 号 平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
介護保険事業特別会計予算

議案第 3 号 平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
CATV事業特別会計予算

議案第 4 号 平成29年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び
納付期日について

議案第 5 号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例
の一部を改正する条例について

(提案理由説明 理事長)

(休憩) 全員協議会開催 議案細部説明及び個別事項説明

(再開) 質疑

第 7 一般質問

第 8 討論・表決 (議案第 1 号から議案第 5 号まで)

第 9 議会運営に関する調査について (委員長報告・質疑・表決)

本日の出席議員（9人）

1番	新村	文幸	君	2番	谷口	弘義	君
3番	小柳	勇人	君	4番	成川	正幸	君
5番	鬼原	征彦	君	6番	松田	俊弘	君
7番	中瀬	範幸	君	8番	西岡	良則	君
9番	加藤	好進	君				

説明のため出席した者

理事長	堀内	康男	君	副理事長	笹島	春人	君
副理事長	笹原	靖直	君	監査委員	角丸	貴之	君
会計管理者	新酒	保和	君	事務局長	中	伸之	君
総務課長	能登	昌幸	君	管理係長	村田	まゆみ	君
認定係長	矢木	恭江	君	給付係長	若林	仁美	君
ケーブルテレビ事業課長	野坂	真佐仁	君	ケーブルテレビ係長	西田	国司	君

職務のため出席した者

黒部市福祉課長	山本	勝	君
黒部市企画政策課係長	米澤	信二	君
入善町健康福祉課長	小堀	勇	君
入善町企画財政課長	竹島	秀浩	君
朝日町健康課長	中島	優一	君
朝日町企画振興課長	米田	淳	君

○議長（鬼原 征彦君） それでは、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には3月予算議会を前に多忙な毎日だと思います。本日は、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。三寒四温と申しますが、また冬へ逆戻りです。どうぞ皆さん方には体調管理に充分配慮されまして、議会に臨んでいただきたいと思います。それでは、ただ今から、2月定例会を開催いたします。

本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しましたので、これより、平成29年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会を開会いたします。

監査委員から、例月出納検査の報告がありました。お手元に配付したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。それでは、本日の会議に入ります。

会議規則第19条の規定により作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（鬼原 征彦君） 日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、「新村 文幸君」、「西岡 良則君」以上2名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（鬼原 征彦君） 日程第二、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日2月23日の1日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君） ご異議なしと認め、会期は「1日間」と決定いたします。

「議案第1号から議案第5号」

○議長（鬼原 征彦君） 次に日程第三、「議案第1号」平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算から「議案第5号」新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

理事長より、提案理由の説明を求めます。理事長「堀内 康男君」

（提案理由説明）

○理事長（堀内 康男君） どちら様も、ご苦勞様でございます。

本日ここに、平成29年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定

例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、本組合の重要諸案件についてご審議いただきますことに対し、深く敬意を表するものであります。

議案の説明に先立ち、介護保険事業にかかる取り組みについて、その状況を申し上げます。

介護が必要な人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するための介護保険制度であります。3年ごとに事業計画を立て、制度の充実・課題の解決に取り組んでまいりました。

本年度は第6期事業計画の2年目であり、まもなく最終年度を迎えようとしておりますが、事業が順調に推移しているとはなかなか言えない状況となっております。

要介護度が重度となっても、住み慣れた自宅で生活するための大きな手助けとなる24時間対応の訪問サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設のように、公募をしても1市2町で全く応募のない状況や事業者を決定しても予定より整備が遅れている状況などがあり、施設の整備にはたいへん苦慮しているところであります。

そのような中、当組合では初めての施設となる複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護の施設が、入善町において、本年4月からサービスを開始する予定となっていることはたいへん喜ばしく感じております。

これは、従来の小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたサービスで、医療から介護へ切れ目のないサービスを提供するうえで、とても重要な施設であります。このような施設を上手に利用しながら、いつまでも自宅で自分らしい生活を長く続けていただきたいと切に願っております。

また、同じく4月から、黒部市の1事業所において、機能訓練に特化した短時間の通所型サービスが開始される予定となっており、デイサービスの本来の目的である生活機能の維持向上のためのサービスが効率よく提供されることを期待いたしております。

一方、介護保険給付費につきましては、介護職員不足に伴う施設の利用制限などが続いており、こちらも計画どおりには進んでいない状況であります。

第7期事業計画策定にあたっては、現在調査中の地域住民の介護ニーズを的確に把握し、これらの現状も踏まえながら、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

新川広域圏事務組合から当組合にケーブルテレビ事業を引き継いでから、まもなく1年になろうかとしておりますが、運営については、これまで大きな問題もなく、本年度の事業は順調であったと感じております。

本年度11月末のケーブルテレビ加入世帯数は22,652世帯で、加入率は80.9%であります。

前年度の同月末と比べ107世帯の増、加入率で0.4%の増加となっております。

加入の内訳は、エコノミーコースが17,186世帯・加入率61.4%、BSデジタルコースが980世帯・加入率3.5%、多チャンネルコースが4,486世帯・加入率16.0%となっております。エコノミーコースの増加により、加入世帯数は増加傾向にありますが、多チャンネルコースの減少により、使用料収入は増加傾向とは言えない状況であります。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

議案第1号は、「平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予

算」であります。

予算総額は、2億449万7千円で、前年度当初予算と比較しまして849万3千円、率にして4.3%増となっております。

一般会計予算の主な歳入は、構成市町からの事務費経常分担金及び派遣職員人件費分担金であります。

予算が増額となりました主な要因は、介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修費及び第7期事業計画策定費の計上であります。

次に、議案第2号「平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、78億9,963万4千円で、前年度当初予算と比較しまして8,876万7千円、率にして1.1%減となっております。

歳出予算の主なものについて申し上げます。保険給付費につきましては、74億303万4千円を計上いたしたところであり、前年度に比べ8,253万3千円、1.1%の減となっております。

内訳といたしましては、介護サービス給付費に対前年度比9,668万6千円、1.3%減の70億9,199万2千円を計上しております。

1億円近い減額予算となりました主な要因は、施設サービス費を減額計上したことによります。

特養・老健・療養型医療施設の入所3施設の保険給付費であります施設サービス費につきましては、一部の施設での利用制限に加え、介護報酬引き下げの影響を大きく受けております。

平成28年度当初予算は、介護報酬の平均引き下げ率2.27%を減額した第6期事業計画に基づいて、施設サービス費を計上いたしましたが、施設サービスの介護報酬は、実際には平均値を大きく上回る引き下げがあり、予算通りの執行には至っていない状況であります。

平成29年度予算につきましては、これらの本年度実績を考慮し、計画値を見直す形で減額予算としたところであります。

一方、地域支援事業費につきましても施設サービス費と同様の理由で減額予算となっております。

予防給付から移行した訪問型サービス及び通所型サービスにおいても、平均値の2.27%を超える介護報酬引き下げがあり、予算通りの執行には至っておりません。本年度実績に基づき、減額したものであります。

この地域支援事業の内容につきましては、総合事業で実施する訪問型サービス・通所型サービスのほか、要支援・要介護状態になることを予防する一般介護予防事業、構成市町に設置されております地域包括支援センターの運営事業などであり、訪問型・通所型サービスを除き、事業のほとんどを構成市町に委託し実施するものであります。

これら歳出予算の財源には、主に保険給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分として、国県支出金、構成市町分担金、第2号被保険者の保険料を原資とした支払基金交付金、及び第1号被保険者の保険料を充当いたします。

また、構成市町の花担金は、当該花担金の分賦(ぶんぷ)の額及び納付期日について、議

会の議決が必要とされ、「議案第4号」として提出しているところであります。

次に、議案第3号「平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、5億5,727万5千円で、前年度当初予算と比較しまして4億8,649万6千円、率にして53.4%の減額となっております。

予算が大きく減額となりました理由は、本年度、ケーブルテレビ事業の移管に伴い、新川広域圏事務組合で持っておりましたケーブルテレビ施設及び設備整備基金5億1,383万3千円の交付を受け、そのまま当組合の基金として積み立てるための予算を計上しておりましたが、来年度はそれがなくなることによるものであります。

当該交付金・基金積立金に係る部分を除きますと、金額として2,733万7千円、率にして5.2%の増額となっております。

この増額の要因は、宇奈月ヘッドエンド移設工事費の計上によるものであります。

CATV事業特別会計予算の主な歳入は、視聴者の皆さんにご負担いただくCATV使用料であります。

また、歳出における事業費は、CATV運営事業費のみであり、主な歳出の内訳は、障害対応等の修繕料や光熱水費などの需用費が1億2,565万6千円、施設保守管理や番組制作などの委託料が1億474万4千円、番組購入料や機器リース料などの使用料及び賃借料が2億3,522万円などとなっております。

次に、議案第5号「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この改正は、介護保険料の算定にあたり、第1段階の方の保険料の軽減措置を平成29年度においても、平成28年度までと同様の措置として継続するためのものであります。

以上、本日提出いたしました議案についての概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。

何卒、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（鬼原 征彦君）ありがとうございました。議案の細部説明を聞くため、暫時休憩をいたします。

午後1時46分 休憩

午後2時40分 再開

「再開」

○議長（鬼原 征彦君）休憩前に引き続き会議を開会いたします。

日程第三の議事を継続し、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君）質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（鬼原 征彦君）日程第四、「一般質問」を行います。通告者は3名であります。念のため発言順を申し上げます。1番目「松田 俊弘君」、2番目「谷口 弘義君」、3番目「成川 正幸君」以上であります。ここで、2時50分まで暫時休憩をいたします。

午後2時41分 休憩

午後3時50分 再開

「再開」

○議長（鬼原 征彦君）それでは、再開いたします。

順次、発言を許可いたします。最初に「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）私は、大きく分けて2点について質問いたします。まず、総合事業についてであります。ご存じのように、総合事業に係る費用には、上限が設けられています。当組合では、平成30年度からは、平成29年度の実績を基に費用の伸び率が制限されます。その伸び率は、75歳以上高齢者数の直近3カ年の伸び率以内に抑えなければならないとされています。全国的には、要支援者の伸び率は6%程度なのに対し、後期高齢者の伸び率は3%程度とされています。このままでは、上限額を超えてしまう自治体が多数出ることが予想されます。そのために、サービスを利用する人が「卒業」という名でサービスを打ち切られたり、基準を引き下げた安上がりのサービスに誘導されるのではと危惧されています。当組合の平成30年度以降の総合事業の費用は、上限額に収まるのか。また上限額を超える場合、どう対応するのか、併せて教えてください。

要支援の人の従来型サービスの報酬単価は、訪問型で4.8%、通所型でも20%余りも引き下げられました。報酬単価の引き下げは、当然、介護事業所の経営に影響しますから、事業所が要支援の受け入れを躊躇しないか心配されます。従来型サービスの利用者人数は、予防給付の時と比べてどうなっているのか教えてください。

2つ目に、介護職員不足と事業所の経営状況についてであります。

入善町内の老健施設と特別養護老人ホームでは、職員不足により合わせて45名分の入所制限が行われています。新年度で解消される見通しなのでしょうか。また、朝日町でも新規の事業所の募集に対し、やはり職員不足で応募がありませんでした。このことが、第6期計画に大きな影響を及ぼしています。第7期の計画には、これらのことがどのように考慮されるのか教えてください。

私どもは毎年、政府の各省と交渉していますけれども、一昨年11月、厚生労働省との交渉の際、私は、介護報酬の改定で介護事業所の経営が厳しくなっており、報酬を引き上げるよう求めました。しかし同省職員は「介護事業所の経営が厳しくなっているとは聞いていない」と答えただけであります。しかし、今年2月2日の交渉で厚労省は「介護事

業所の経営が厳しくなっていることは承知している」と、答えました。当組合管内の介護事業所の経営実態はどうなっているか教えてください。以上です。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「総務課長 能登 昌幸君」

○総務課長（能登 昌幸君） それでは、私から、松田議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の項目「総合事業について」の1点目「総合事業にかかる費用には上限が設けられているが、平成30年度は、上限額に収まるのか。また、それ以後はどうなるのか」についてお答えいたします。

総合事業の上限額につきましては、ご質問のとおり算出されることとなっており、後期高齢者数の平均伸び率は、平成30年度で0.6%と推計されております。

平成30年度の総合事業の事業費が、平成29年度と比較して0.6%増までに収まるのかどうかにつきましては、平成30年度以降は第7期事業計画となりますので、詳細はこれから検討されるものであり、現在のところ、どのようになるかわからない状況であります。

また、当組合管内における平成30年度以後の後期高齢者数は、平成40年度においてピークを迎えると推計されており、ピークを迎えるまでは、事業費の増加は避けられないものと考えております。今後の総合事業においては、介護予防に特化した事業の施策展開が求められており、独自のより一層の創意工夫による効果的な施策により、自立の状態を長く維持してもらうよう努めてまいります。

次に、2点目の「当組合では上限額を超える場合、どう対応するのか」についてお答えいたします。

超高齢社会となり、高齢化が急速に進む中、介護人材不足も大きな問題となってきております。組合では、新たな総合事業での取り組みとして、高度な知識を有する介護職員がより中重度の方への関わりを深めてもらうため比較的軽度の要支援の方の訪問介護・通所介護については、資格のない職員でも対応できるよう緩和した基準によるサービスを始めております。

これは、事業費を削減するためのサービスではなく、利用者の心身の状態に応じて、介護職員を割り振り、より効率的な事業運営をしていただくためのものであります。

結果的に事業費の軽減につながることを期待しておりますが、それでも上限額を超えるものとなる場合は、保険者として、どのように対応をすべきか、国の制度改正も踏まえながら検討してまいります。

3点目の「総合事業での訪問型・通所型の従来型サービスの報酬単価が引き下げられたことで、介護事業所が受け入れを躊躇しないか心配される。従来型サービスの利用者人数は、予防給付の時と比較してどうか」について、お答えいたします。

今年度の直近の利用実績と総合事業移行開始直前の平成27年3月分の利用実績を比較いたしますと、今年度11月分における総合事業の訪問型・通所型サービスの従前相当の利用実績は、訪問型サービスにおいては252人、通所型サービスにおいては470人で、合計722人となっております。

一方、平成27年3月分においては、介護予防訪問介護における利用者は235人、介護予防通所介護における利用者は450人、合計685人であり、移行開始後、現在までの間に

37 人利用者が増加している状況となっております。

○議長（鬼原 征彦君）次に、介護職員不足と事業所の経営状況について、「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君）はい。次に、2つ目の項目「介護職員不足と事業所の経営状況について」の1点目「入善町内の施設での45名分の入所制限は、新年度で解消されるのか」について、お答えいたします。

ご指摘の施設の入所制限につきましては、老人保健施設における25床及び特別養護老人施設における短期入所の20床が現在も制限されております。そのうち、老人保健施設においては、2～3床改善の方向となっておりますが、依然、職員の確保が困難である状況は変わらず、制限の解消は厳しいとのことであります。新年度において、新規採用者があるものの新たな退職者もあり、年度が変わっても当面は制限が継続されるものと見込まれます。

次に2点目の「朝日町で新規の事業所の募集にこれまで応募がなかったことで第6期計画に大きな影響を及ぼしている。第7期の計画には、これらのことがどのように考慮されるのか。」についてお答えいたします。

第6期計画における施設整備計画につきましては、朝日町での地域密着型サービス事業所の整備が計画どおり進んでいないことから、住民の介護ニーズに対応できない部分が生じております。

次期整備計画においては、管内全体で、改めて必要な介護ニーズを調査・分析し、適切なサービスが供給できるよう新たな整備計画を検討してまいりたいと考えております。

また、次期計画においては、平成40年度の後期高齢者人口のピークを見据え、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成27年度から開始した総合事業のより一層の充実を図り、地域における医療・介護の総合的な確保を図るため、在宅医療・介護連携推進事業の推進、また認知症施策、介護サービスを供給するための介護職員の確保等を重点とした施策が必要であり、これらを総合的かつ効果的に実施し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりの実現に向け、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に3点目「厚生労働省との交渉の際、同省職員は『介護事業所の経営が厳しくなっていることは承知している』と答えた。当組合管内の実態はどうなっているのか。」について、お答えいたします。

当組合管内における平成27年度報酬改定率の下げ幅が大きかった通所介護事業所の改定前後の収益の増減について確認したところ、いくつかの事業所において、収益の減少となっており、介護報酬引き下げによる影響を受けている事業所は少なくないものと認識しております。

介護報酬改定の影響や介護職員の確保の問題など、介護サービス事業所を取り巻く環境はたいへん厳しいものがございます。

これらの状況を踏まえ、今後、介護報酬の見直しや制度の改善などについて、国に働きかけてまいりたいと考えております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君） それでは、再質問を受け付けます。「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君） まず、総合事業についてですけれども、さきほどの能登課長のご説明では、H30年で後期高齢者の伸び率は0.6%とおっしゃいました。しかし、皆さんからいただいた第6期総合計画の保険事業計画の資料P29をみてみますと、H30年の直近3カ年の伸び率は、計算してみますと3.1%となっていますが。

○総務課長（能登 昌幸君） そんなに高い伸び率にはならないと思いますが。桁が1つ違っていませんか。

○6番（松田 俊弘君） 私の計算間違いですね、わかりました。それと、H33年くらいまでいくと、マイナスになっていますよね。

○総務課長（能登 昌幸君） はい、一旦減る時期があります。

○6番（松田 俊弘君） 後期高齢者の数がマイナスになってくると、総合事業のサービスもマイナスにしないといけなくなります。そういったことができるのかどうか、大変不安なんですけれども。

○議長（鬼原 征彦君） 「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） そのために3カ年の平均を計算しますので、3カ年平均でマイナスになることはおそろくないだろうと思いますが、仮にマイナスになるような場合は、今の第6期の事業では特例上限が設定されていますけれども、おそらく第7期でもある程度の特例上限が設定されるのではないかとは思っておりますので、マイナスはあり得ないだろうと考えています。

○議長（鬼原 征彦君） 「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君） そもそも、この後期高齢者の伸び率以内に収めるというのが、何の合理性があるのかさっぱり分からないんですよ。実際にマイナスになってくることもあり得るので、実態に全く合っていないなど。これは厚生労働省の設定の仕方ですので、皆さんを責めているわけではないんです。根本的におかしいわけで、ぜひ理事長、国に言っていかななくてはいけないことにこれを加えていただいて、こんな制限止めてくれとっていかないと、おかしいことになる時がくると思います。どうでしょうか、理事長。

○議長（鬼原 征彦君） はい、「堀内理事長」

○理事長（堀内 康男君）厚労省の試算というのは、多くが首都圏等の高齢者の状況の変化などを中心に計画を立てているように感じておりまして、我々地方においては、あと3年ほどで高齢者の人数そのものが減り始めますし、ただ、高齢者の中で前期と後期の割合は、当然後期が増えていきますけれども、高齢者人口は3年経ったら減り始めます。これは、全国の首都圏等の状況とはかなり違うという我々も認識していますし、また、そういうことによって我々地方に対する制度に不都合なことがあれば国に働きかけていきたいというふうに考えています。

○議長（鬼原 征彦君）「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）ぜひ、お願いしたいと思います。それと、2点目の介護職員不足なんですけれども、さきほどの小柳議員の質疑の中でもありましたが、29年度も改善は見込めないだろうと、このままいくと第7期の計画についても、かなり大きな影響を及ぼしてきますよね。改善させることができるという前提に立つのと、このままいってはだめだという前提に立つのとでは、たいへん大きな差が出てきます。それで、理事長の答弁にもありましたけれども、住民のニーズに応えられなくなっているという状況まできているんですけれども、根本的に7期の計画の中には、そのニーズに応えましょうということで増やしていく方向でいくんでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）答弁、「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）7期の計画については、来年度1年かけてニーズを踏まえながら計画を立てていきますので、そういったニーズがあれば、それに応えられるような計画にしていきたいというふうに考えております。

○議長（鬼原 征彦君）「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）計画といっても、6期ですでに全く計画どおりっていないわけで、ニーズに応えましたという計画を作るのはいいですけれども、結局、絵に描いた餅になるのではと、たいへん心配なんです。これをどのように解決していくのかは根本的な問題があるんですけれども、皆さんに言っても無理な相談なんでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）答弁、「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）当然、必要な施設はこれからも作っていかなくてはいけないので、計画には盛り込んでいきたいと思っております。ただ、その計画が、職員不足が解消しなければ進まないということであれば、場合によっては計画したけれども7期も6期同様計画どおり進まないことはあるかもしれません。ただ、立てた計画にはそのように進めていくように努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（鬼原 征彦君）「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）今お話ししたのは、特に下新川の厳しさを強調したつもりですが、いずれ下新川だけでなく、西のほうにも来ると思いますよ。こういった状況を前から理事長にお願いしていますけれども、特にこの辺境の境にある地域というのは、おそらくどこでもそういう状況が起きている可能性が高いと思います。ぜひとも厚生労働省に足を運んでもらい、大変な状況になっているんだということを強調してきてもらいたいと思うんです。さきほど2月2日の私どもの交渉で紹介しましたけども、さりげなく「承知しています」と言うんです。1年ほど前に行った時は「そんなことは知らない、聞いていない」という冷たい対応でしたけれども。やはり町会議員では影響力がありませんので、ぜひ首長の皆さんがそういう訴えを積極的に行ってほしいと思うんです。これは理事長さんだけでなく、副理事長さんの皆さんにもお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）「堀内理事長」、答弁をお願いします。

○理事長（堀内 康男君）これは、理事長とか副理事長とかいうよりも、我々は今、富山県市長会でも施設の状況、介護職員確保の難しさなど要望をまとめて北信越市長会に上げ、全国市長会から厚労省のほうに要望しております。また、広域で行っている組合の全国組織もございまして、その全国介護保険広域化推進会議という全国組織からも厚労省のほうに要望を上げておりますので、これからもしっかり要望を上げていきたいと思っております。

○議長（鬼原 征彦君）「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）うちの町長もそうですけれども、具体的な項目がありますから国交省などにはよく足を運ばれるんですが、なぜ厚労省のほうには行かないのかなど。全体の中に混じるのではなく、個々の特徴がありますから、そのことをぜひ強調してもらいたいと再度お願いして終わります。

○議長（鬼原 征彦君）次に、「谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）それでは、2項目について質問します。介護報酬の引き上げと、介護職員の給与改定についてです。

厚生労働省は、介護職員の給与を今年4月から月平均1万円増やすため介護報酬1.14%の引き上げ方針を決めました。介護報酬は利用者の自己負担、保険料、税金でまかなわれています。新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内の利用者負担、保険料はどう変わるのか、教えてください。

介護労働者の給与加算のため、介護事業所が①勤続年数②介護福祉士などの資格の有無③実技や人事の評価など、いずれか具体的な昇級の仕組みを就業規則などで設けた場合となっています。①～③の具体的な事例はどうか。一つでも当てはまれば該当するので

しょうか。過去2回処遇改善が行われたきましたが、当組合管内の介護労働者の年収はどのようになってきたのか。今回の加算で平均給与はいくらになると考えておられるのか、教えてください。

決まって支給される介護労働者の平均給与は、約21万9千円。全労働者平均給与32万4千円と10万円以上も低いといわれています。国の責任と負担による抜本的な介護労働者の賃金・労働条件の解決が不可欠と考えるがどうか。

事務職や調理員など、今回も処遇改善の対象外であります。こうした職員も対象にすべきと考えますがどうか。

今回の加算の対象事業所は約7割とみられています。残りの3割の事業所は小規模の事業所と考えられていますが、小規模の事業所に適用できるようハードルを下げるべきと考えています。当組合管内の対象とならない事業所への対応は何ができるのか。

2点目のケーブルテレビ事業とニイカワポータルについて、質問します。

NHK受信料を当組合が代行して徴収していますが、徴収に対しての手数料はいくらか、という質問でしたが、予算書には「NHK受信料団体一括支払受託事業収入」として、約136万円計上されています(P32)。この136万円は、NHK受信料いくらに対してなのか、教えてください。

ニイカワポータルのインターネット利用者の使用料を当組合が代行して徴収しています。その手数料としてインターネット使用料4,548万円が歳入として予算化されています。ニイカワポータルはいくら使用料として徴収しているのか。加入者はいくらか。以上です。

○議長（鬼原 征彦君） それでは、ただ今の質問のうち、「介護報酬1.14%の引き上げにともなう利用者負担、保険料はどう変わるのか」について、答弁をお願いします。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） それでは、谷口議員の質問にお答えいたします。

1つ目の項目「介護報酬引き上げと介護職員給与改定について」の1点目「厚生労働省は、介護職員の給与を4月から平均1万円増やすため介護報酬1.14%の引き上げの方針を決めたが、当組合管内の利用者負担、保険料はどう変わるのか」についてお答えいたします。

平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の引き上げが行われる予定となっております。1.14%の改定率の内訳といたしましては、居宅サービスにかかる改定が0.72%、施設サービスにかかる改定が0.42%であり、介護報酬の改定により、当組合における平成29年度の介護給付額も1%程度増加するものと見込まれます。

この1.14%の報酬改定は、あくまで平均であり、具体的には、特養が2.3%、訪問介護が3.7%、通所介護が1.6%など個々のサービスごとに改定率が決まっております。

利用者負担につきましては、この新たな報酬加算を取得する事業所において介護サービスを利用する場合は、それぞれのサービス区分ごとの改定率に応じて、負担が増えることとなります。

一方、保険料につきましては、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに改定し計画期間中の3年間は変更いたしませんので、今回の介護報酬引き上げに伴う平成29年度の保険料改定はございません。

次に2点目の「介護労働者の給与加算のため、介護事業所が①勤続年数②介護福祉士などの資格の有無③実技や人事の評価など、いずれか具体的な昇給の仕組みを就業規則などで設けた場合となっている。①～③の具体的な事例はどうか。1つでも当てはまれば該当するのか。過去2回処遇改善が行われたが、介護労働者の年収はどのようになってきたのか。今回の加算で平均給与がいくらになると考えるか。」についてお答えいたします。

今回の介護職員処遇改善加算の改定の具体的な内容といたしましては、現行の介護職員処遇改善加算において、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備し、資質向上のための計画を策定して研修を実施し、または研修の機会を確保し、労働環境の改善等の賃金改善以外での処遇改善を実施することを要件とする現在の加算Ⅰの要件に加えて、新たにご質問の中にもあるように、①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることが要件とされております。

具体的な事例については、あくまでも参考例となりますが、①の勤続年数であれば、年数ごとの昇給基準の明確化、②の資格の有無については、介護福祉士、実務研修修了者などの資格ごとの昇給基準の明確化、③の実技や人事評価基準による昇給基準の明確化を図ることが必要であります。

また、過去2回の処遇改善による介護職員の年収につきましては、平成24年度と平成27年度の介護報酬改定時にそれぞれ月平均15,000円と12,000円、合わせて平均27,000円の処遇改善がされており、管内の状況を把握できる事業所におきましては、平均15,000円のみ加算（いわゆる加算Ⅱ）を算定しているところで、平均17,000円程度の改善実績となっており、両方の加算（いわゆる加算Ⅰ）を算定しているところで、平均25,000円程度の改善実績となっております。したがって、年収につきましては、それぞれの加算による改善実績の12ヶ月分が、改善されているものと考えられます。

次に今回の加算で平均給与はいくらになると考えるかについてであります。今回の報酬改定は、介護職員の給与を月平均1万円増やすためのものであるとされておりますので、平均1万円改善されると仮定すると、当組合管内で給与状況が把握できる事業所におきましては、平均約221,000円になるものと見込まれます。

○議長（鬼原 征彦君） それでは次に、「介護労働者の賃金、労働条件の解決など、そして小規模事業所の加算について」の3点について、答弁を願います。「堀内理事長」

○理事長（堀内 康男君） 次に3点目の「介護労働者の平均給与は、全労働者平均給与より10万円以上も低い。国の責任と負担による抜本的な解決が不可欠と考えるが、どうか」と4点目の「事務職や調理員なども加算の対象とすべきと考えるがどうか」、それから5点目の「今回の加算の対象事業所は7割程度、残り3割の小規模の事業所への対応は」につきましては、併せてお答えいたします。

今ほどの課長答弁でもありましたが、新たな処遇改善加算を加えたとしても、当組合管内における介護労働者の平均給与は、全労働者平均給与より10万円程度低いという状況

にあります。職種、年齢、性別などの統計に違いがあるため、単純な比較とはなりません。他の職種の給与とは、大きな差があるものと認識しております。

介護職員確保のためには、その処遇の改善はまだ必要であると思っておりますので、介護保険制度の充実については、国に積極的に働きかけを行ってまいります。

また、処遇改善の対象外である調理員など介護職員以外の職員についても、介護サービスを供給する上で、欠かせない人材であり、その賃金の改善を図っていく必要があるものと考えております。

介護サービスに携わる他の職種の処遇改善につきましては、当組合も参加している全国介護保険広域化推進会議を通して、これまで国に対し、加算の対象とするよう要望書を提出してまいりましたが、今後も、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、新たな加算につきましては、小規模な事業所においては、なかなか取得が難しいという現状は否定できないものと感じております。ただ、新たな加算は介護職員の給与体系の充実・地位向上を目指したものであり、事業所の規模によって基準を引き下げることが、介護職員の地位の確立にはつながらないと思われまます。

組合としては、過去2回の処遇改善加算の1回目のみ、いわゆる加算Ⅱ以上を取得している事業所が全体の約9割に及んでいることから、新たな加算の取得基準の引き下げよりも、むしろ加算Ⅱの報酬引き上げについて、国に働きかけをしてまいりたいと考えております。

新たな加算を取得しない事業所が、どの程度の数になるかは、現時点で把握はできませんが、介護職員の給与がより改善される制度でありますので、できるだけ多くの事業所において、取得できるよう当組合としても、取得手法の相談・支援を行ってまいります。

○議長（鬼原 征彦君）次に、「ケーブルテレビ事業とニイカワポータルについて」、ケーブルテレビ事業課長「野坂 真佐仁君」、答弁をお願いします。

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）次に、2つ目の項目「ケーブルテレビ事業」についての1点目「NHK衛星受信料の団体一括支払に対して」につきましては、通告と若干質問が変わりましたので、変更してお答えいたします。本日お手元にお配りしてある「予算に関する説明書」P32をご覧ください。ご指摘いただいたとおり、事業収入は約136万円であり、第3項 雑入の下から2番目の「NHK衛星受信料」40,435千円、こちらが加入者から徴収させていただいている受信料であります。

次に、2点目の「インターネット利用者の加入件数並びに使用料額及び当組合へのインターネット事業者からの卸役務費の支払額」についてお答えいたします。

インターネット使用料として平成29年度予算に45,487千円を計上しておりますが、これは、卸役務費としてインターネット事業者からいただく料金でありまして、回線使用料、徴収事務費等が含まれたものであります。卸役務費については、1世帯1ヶ月あたり税込で470円の卸役務契約をインターネット事業者と締結しております。

インターネット加入者につきましては、本年1月31日現在、8,150世帯となっております。

インターネット利用者からのインターネット使用料につきましては、平成27年度で

268,698千円を徴収し、インターネット事業者にお渡ししており、先程述べましたインターネット事業者からのインターネット使用料、いわゆる卸役務費につきましては、平成27年度では、46,844千円の収入となっております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君） それでは、再質問を受けます。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君） 介護保険料について、国の分担金25%ということになっています。市町村はその半分の12.5%を負担するわけですがけれども、私はこういうことに左右されないように、国庫負担分の25%をもう少し上げるように求めるべきだと考えています。このことについて教えてください。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 国の負担分の25%については、介護保険制度全体で考えるべき数字だと思いますので、その25%を増やせばいいのかというのは、制度全体で検討すべきというふうに思います。

○議長（鬼原征彦君） はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君） 国庫負担金については、当初50%だったものがどんどん下がっていくものだから、もとに戻すというか、もっと国庫負担分を増やすべきだということです。だから、今決まっているからではなく、こういうことを求めていったほうが良いという質問なんです。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 今後、高齢化が益々進んでいけば、当然第1号被保険者の負担も増えていきますので、その分を国が負担してくれば保険者も楽になりますので、そうであればいいと思いますので、どう働きかけていくかは別として、そういう方向でいけばいいかなとは思っています。

○議長（鬼原 征彦君） はい、「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君） 介護事業者として、そうであればいいなと思う、思うことより、どうやっていくかが大事なんです。それでは次の質問です。過去にも2回、処遇改善について当組合管内の平均給与は20万1千円というふうに答えられたのですが、そのうち基本給+残業などの諸手当が入ってくるわけです。前回の議会でも言いましたけども、ハローワークで新川地域の求人情報を調べてみますと、基本給はものすごく少ないんです。

14万5千円から多いところで17万円ちょっとです。ハローワークの給与は初任給ですから何とも言えませんけれども。そこでお聞きします。そういうものを除いた基本給はいくらなんでしょう。

○議長（鬼原 征彦君）「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）前回の質問でもあったと思うんですけど、当組合とすれば基本給で充当していただきたいという思いもありますが、それは制度上、基本給以外に充当しても問題ないですので、実績報告も、基本給がいくらで手当がいくらという細かい実績報告になっておりません。平均給与のうち基本給がいくらかというのは、この制度上では分からないという状況でございます。

○議長（鬼原 征彦君）残り2分となりました。簡潔にお願いします。

○2番（谷口 弘義君）聞きたいのは、処遇改善がどうのこうのと聞いているのではないんです。平均給与に対して基本給がどうかということを聞いているんです。

次にニイカワポータルですが、さきほどNHKの受信料のことを書かなかったのは議案書が届いてなくて分からなかったものだから書かなかったので、4,000万円が入ってきての136万円の収入だといわれました。そこでニイカワポータルのほうは、8,150世帯、2億69万8千円に対する収入ということですけども、このことについて、4,548万7千円というのは手数料に見合った収入なのか疑問なので、これについてお聞きします。

○議長（鬼原 征彦君）「野坂ケーブルテレビ事業課長」、簡潔に答弁をお願いします。

○ケーブルテレビ事業課長（野坂 真佐仁君）インターネットに関する使用料については「予算に関する説明書」P30をご覧ください。インターネット使用料4,548万7千円です。卸役務費につきましては、ニイカワポータルさんにお渡しする代行として徴収することから、予算書には載っておりません。

○議長（鬼原 征彦君）「谷口議員」の質問時間は終わりました。次に「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）それでは、通告に従いまして質問をいたします。12月議会では、介護職員の確保という観点から質問いたしました。今回は、働きやすい介護職場の観点で2点質問いたします。まずは介護職場の改善から、相談員について質問をいたします。

本組合でも介護相談員を配置しておられますが、介護相談員の年間の施設訪問回数ほどれけですか。また、訪問後の施設へのフォローはどのようにしておられるのか伺います。他の地域では年に1回集まって報告会をしているところもあります。全員集めるのは難しいと思われるのであれば、報告書を送付するなどしてはどうかと考えます。そのことによって、他の施設で起こっている内容を知ることになり、危機管理予防につながるのではないかと思います。どうか伺います。

次に、職場定着率向上から、職員教育の推進について質問をいたします。

介護の現場での離職原因で一番多いのが人間関係であり、その背景の1つにあるのが教育です。やりがいをもって働いてもらえるように本組合で新人教育「プリセプター制度」の導入を推進し、研修を実施してはどうかと思いますかどうか伺います。以上です。

○議長（鬼原 征彦君） それでは「介護相談員について」、答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） それでは、成川議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の項目「介護相談員について」の1点目「介護相談員の訪問回数はどれだけか。訪問後の施設へのフォローはどのようにしているのか。」についてお答えいたします。

当組合では、4名の介護相談員が、管内の介護サービス事業所を定期訪問し、利用者との話し相手となり、疑問や不満なども聞いております。この事業は、介護相談員の派遣により、事業者と利用者、保険者間の橋渡し役を果たしてもらうことで、利用者らの不安の解消を図り、サービスの改善に結びつけ、利用者により良い生活を営んでもらうことを目的として実施しております。

施設の訪問は2人1組で行い、平成27年度実績で年間112回の訪問を実施しており、介護サービス事業所における利用者の状況を確認していただいたところであります。

訪問の都度、その概要について報告書を提出いただいておりますが、現在のところ、利用者からの苦情相談、介護施設側の問題となるような運営状況の指摘など、特段ないため、施設へのフォローや報告は行っておりません。

今後、介護相談員の訪問報告を基に、改善が必要と認められるような状況などがあつた場合については、事業所側へ報告、改善を求めるなど、利用者のよりよいサービス利用が確保され、事業所の介護サービスの質の向上が図られるよう指導・改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鬼原 征彦君） それでは次に「介護職員教育の推進について」、答弁を願います。「堀内理事長」

○理事長（堀内 康男君） 次に2つ目の項目「介護職員教育の推進について」の「新人教育『プリセプター制度の導入』を推進し、研修を実施してはどうか」についてお答えいたします。

介護サービス利用者が、安心して暮らせる生活を保障するため、介護従事者の質の向上を図っていくことは、たいへん大切なことでもあります。

「プリセプター制度」は、新たに介護職に携わる人材に対し、一定期間マンツーマンで、業務に必要な技術や知識を教えたり、サポートしたりすることで、新しい人材が効率的に技術の習得が図られる一方、教える側の介護人材の技術や知識の取得にも繋がり、また、新しい人材の離職も防げる効果があると考えられ、非常に有効な制度であります。

管内の事業所においては、多くの職員が従事する特養・老健施設においては、ほとんどの事業所において導入しており、また他の事業所においても少なからずこの制度の理念に

基づき、それぞれの創意工夫で、人材の技術や知識の向上に努められておられるものと認識しております。

「プリセプター制度」は、事業所における人材確保の支援策として有効であると考えられますので、当組合において、より一層の推進が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君） それでは、再質問を受けます。「成川議員」

○4番（成川 正幸君） まず、介護相談員についてです。私も議員となっていていろんな施設にお伺いしてお話を聞かせていただく機会が増えてきました。そのたびに、施設ごとに雰囲気の違いがあります。職員が笑顔で働いている所、そうでもないかなと不安な所、いろいろあるんですけども、そこで働いている人は他の施設に行ったことがないので、分からないことなんです。これが当たり前だなというふうに思って働いておられるのが今の現状です。

しかしながら、誇りをもって働いておられる所は上手くいっているんですけども、そうじゃない所もありますので、そういったところを介護相談員のプロの目で見ても、それをアドバイスすることも必要だと思いますし、また、他の事業所の良い点や悪い点などを全員で共有するのも、とても大切なことなんじゃないかなと思っていますので、集まれないのであれば書面でもいいのでぜひやっていただきたいなと要望します。

このことについてどうですか。

○議長（鬼原 征彦君） 答弁、「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 私も介護相談員の方からそういった話を直接聞かせていただいております。しかし、事業所の人も介護相談員と顔見知りになると対応も変わるので、悪い事業所というのはあまり聞きません。共有したい情報があれば共有していきたいので、もしよろしければ、どういうやり方をされているのかお聞かせいただければ参考にさせていただきますと思います。

○議長（鬼原 征彦君） 「成川議員」

○4番（成川 正幸君） ぜひお願いしたいと思います。

次に「プリセプター制度」についてです。今も答弁の中で特養や老健など大きい所はしているということだったんですが、この管内には小規模施設もたくさんあります。そういう所は日々の仕事で精いっぱい、なかなか教育には結びつかない、そういった所が残念ながら離職に繋がっていくというのがあって、その離職した人はどこへ行くのかというと、隣の施設へ行って働いているんです。それだと牌が増えないんです。それを何回も繰り返していると、介護職を離れていくことになると思います。そういった意味では教育というのが大事だと思いますので、ぜひ組合でやっていただきたいというふうに思いますが、ど

うでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）「能登総務課長」、答弁。

○総務課長（能登 昌幸君）この「プリセプター制度」は、今回の質問で初めて私も勉強させていただいたところなんですけれども、確かに有効な制度だと思います。

ただ、今言われたように、小規模施設についてはマンツーマンというのは難しいところがございます。介護のサービスにおいては、マンツーマンよりも集団で教えていくほうがいいサービス、例えばデイサービスなどは、必ずしもマンツーマンがいいのかというところもあります。

ですから、すべての事業所が、マンツーマン指導がいいのかは検証がいるのかなと思っています。

あと、看護の世界のプリセプター制度は、今はどちらかというとマンツーマンよりもチーム指導に傾きつつあるので、介護もサービスによってはチームでやったほうがいい場合もあるかと思しますので、どの手法がいいのかも含めてこれから検討させていただきたいと思っています。

○議長（鬼原 征彦君）「成川議員」

○4番（成川 正幸君）夢を持って介護職に就いた方々を他の職場に行かせないように、しっかり教育をやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（鬼原 征彦君）以上で成川議員の質問を終了いたします。以上で、一般質問は終わりました。

それでは日程第5「議案第1号」から「議案第5号」までを一括議題といたします。始めに討論を行います。討論はありませんか。「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）私は、議案第2号平成29年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算及び議案第4号平成29年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日については、反対の立場で意見を述べます。

当組合管内の介護の実情は、とくに下新川を中心に大変厳しい状況にあります。介護職員を確保できず、施設の入所制限が続いています。また、地域密着型施設の募集に対しても応募がなく、先の見通しが立っていません。まさに介護崩壊の一手前まで来ているといっても過言ではないと思います。これに拍車をかけたのが介護報酬の大幅な引き下げでありました。平成27年に政府は、介護報酬を2.27%引下げました。これには介護職員の処遇加算分が含まれており、それを差引くと実際の引き下げが4.48%になります。これでは介護事業所の経営が厳しくなるのは当然です。施設の経営者は、ますます職員を確保するのが困難になったと述べています。また、介護職員の処遇改善加算も、もともと職員の給与水準が低いため、改善は微々たるものと言わざるを得ません。また、3割の小規模事業所では条件をクリアできないため、加算を取れないと指摘されています。介護事業者

の間では、政府は小規模なデイサービスを介護制度から排除するのが狙いだと言われています。

現に当組合管内でもデイサービス事業所が複数閉鎖しています。要支援者は、訪問介護と通所介護で介護保険から外されて市町村事業に移されました。保険から外されるということは、利用者がサービスを受ける権利を奪われるということであり、保険者はサービスの提供の義務がなくなるという、これが根本的な意味であります。こうしたことは基本的には許さることはありません。

また、介護サービス利用者の負担も目白押しです。一例を言えば、一昨年度、特別養護老人ホームなどに入所する低所得者に対して、預貯金などの資産要件が持ち込まれて、食事と部屋代の支援が打ち切られました。入善町で打ち切りとなった人の負担は平均で月47,000円にもなります。政府も組合当局も、介護保険制度維持のためには仕方がないという表現をされますが、本当にそうなのでしょうか。

すべて社会保障に回すと言って消費税が8%に引き上げられ、国の税収が8兆2,000億円増えたといわれますけれども、実際に社会保障に回ったのはわずか1兆3,000億円とされています。消費税増税後、政府は法人税率を30%から23.9%、6.1%も減らしました。これによって税収減は4兆円とされています。政府は新年度の予算で社会保障の自然増分を1,400億円も削減しようとしています。一体誰のための政治を行っているのかと言わざるを得ません。組合当局の皆さんは、政府の言い分を代弁するのではなくて、あくまでも住民の立場に立って国にもしっかりものを言っていくくらいの気構えを持っていただくよう切に要望しまして私の討論といたします。

○議長（鬼原 征彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鬼原 征彦君）以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、「議案第1号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、「議案第2号」及び「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第3号」は原案のとおり可決されまし

た。

次に、「議案第4号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) 起立多数であります。よって、「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第5号」は原案のとおり可決されました。

「議会運営に関する調査について」

○議長(鬼原 征彦君) 日程第6、「議会運営に関する調査について」を議題といたします。本件を付託した議会運営委員会の調査の結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 新村 文幸君」

○議会運営委員長(新村 文幸君) 本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る2月15日に開催し、2月定例会の理事長提出議案5件について説明を受けた後、その取り扱いについて協議をいたしました。

次に、同じく2月定例会の会期、議事日程及び議会運営に関する事項について協議をいたしました。

以上、審査事項も含め、本委員会では、議会運営の効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長(鬼原 征彦君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい「小柳議員」

○3番(小柳 勇人君) 今ほど継続審査について、次回の議会運営委員会開催についてはどのような話になっておりますでしょうか。

○議長(鬼原 征彦君) 議会運営委員長「新村 文幸君」

○議会運営委員長(新村 文幸君) まだ未定であります。8月定例会の日程が決まり次第、そのあたりではないかと思いますが、これは事務局との調整で行いたいと思います。

○議長（鬼原 征彦君）「小柳議員」

○3番（小柳 勇人君）来年度は予算案にもありましたように、第7期の計画を策定する年でもあります。また、ケーブルテレビにつきましてもどうするか大きく動く1年でもあります。ぜひ議会運営委員会のほうで、早めに開催日を決めていただき、全協などで検討していただきたいと思いますが、もう一度、開催について委員長にお伺いいたします。

○議長（鬼原 征彦君）議会運営委員長「新村 文幸君」

○議会運営委員長（新村 文幸君）今ほど提案がありましたように、必要であれば必要時期に応じて、柔軟に調整してまいりたいと思います。

○議長（鬼原 征彦君）お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審査」であります。委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これをもって、「平成29年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会」を閉会いたします。理事長からご挨拶があります。

○理事長（堀内 康男君）どちら様も長時間ご苦勞様でありました。2月定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

当局から提案いたしました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、滞りなく議了され、ご承認いただきましたことに関しまして、心から感謝を申し上げます。

審議の過程におきまして賜りましたご意見につきましては、心して執行にあたってまいりたいと考えております。

あと1か月余りで本年度も終えようとしておりますが、来年度は、介護保険事業、ケーブルテレビ事業、それぞれにおいて節目の年度になろうかと思っております。

介護保険事業においては、第6期事業計画の仕上げの年であり、第7期事業計画の策定の年でもあります。特に平成30年度は6年に1度の介護報酬と診療報酬のダブル改定が実施される予定でありますので、大きく制度が変わる可能性もございます。

国において、どのような制度改正の議論がなされているのか、アンテナを高くし、常にその動向を注視しながら新しい計画の策定に務めてまいります。

また、ケーブルテレビ事業においても、本年度、指定管理者制度の導入を見送ったことから、来年度1年をかけ、今後20年先の経営も見据えた事業運営方針について検討し、その方向性を打ち出す年度であると考えております。

どちらの事業も、たいへん重要な1年になるものと思われまますので、議員各位の今後益々のご指導、ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝を心からご祈念申し

上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ご苦勞様でございました。

○議長（鬼原 征彦君）ご苦勞様でした。以上で閉会します。

16時07分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月23日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会議長

署名議員

署名議員